

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成 29 年 12 月 5 日提出

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

専決第8号

専 決 処 分 書

平成29年度南伊豆町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月27日

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁



理由

平成29年10月22日の台風21号により被害を受けた施設を復旧するため、平成29年度南伊豆町一般会計において、単独漁港施設災害復旧事業及び単独道路河川等災害復旧事業に予算を計上する必要が生じた。

ついては、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、南伊豆町一般会計補正予算(第8号)を専決処分する。

平成 29 年度

南伊豆町一般会計補正予算

(第 8 号)

平成 29 年度南伊豆町一般会計補正予算 (第 8 号)

平成 29 年度南伊豆町一般会計の補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,134,883 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 10 月 27 日専決

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,912,818	13,360	1,926,178
1,912,818	13,360	1,926,178
6,121,523	13,360	6,134,883

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
52,279	13,360	65,639
420	3,750	4,170
51,859	9,610	61,469
6,121,523	13,360	6,134,883

(単位：千円)

補正額	計	備考
13,360	1,926,178	
13,360	6,134,883	

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			備考
	特 国県支出金	定 地方債	源 その他	
65,639			13,360	
6,134,883			13,360	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	13,360	001 普通交付税	13,360

(単位：千円)

節		金額	説明
区分	金額		
14 使用料及び借料	3,750	【550 単独漁港施設災害復旧事業】 使用料及び賃借料 重機借上料	3,750 3,750 3,750
14 使用料及び借料	5,710	【555 単独道路河川等災害復旧事業】 使用料及び賃借料 機械器具借上料	9,610 5,710 5,710
15 工事請負費	3,900	工事請負費(資産形成) 現年災工事	3,900 3,900